

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について

～障害のある児童生徒一人一人の自立に向けた支援の充実のために～

(答 申)

平成20年11月14日

鳥取県教育審議会

平成20年11月14日

鳥取県教育委員会

委員長 山田修平様

鳥取県教育審議会

会長 重政好弘

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について－障害のある児童
生徒一人一人の自立に向けた支援の充実のために－（答申）

本審議会は、平成18年8月1日付けで諮問のあった標記事項について、慎重に
審議した結果、別紙の結論を得たので、ここに答申します。

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について
～障害のある児童生徒一人一人の自立に向けた支援の充実のために～

目 次

はじめに	1
I 本県における特別支援教育推進の基本的な考え方	2
【基本的な考え方の方針】	
1 各生活圏域（東部・中部・西部）における教育の充実	
2 特別支援学校におけるセンター的機能の推進	
3 発達障害を含めた障害のある児童生徒等への支援の拡充	
4 特別支援教育の普及啓発	
II 特別支援学校における教育の在り方	4
1 障害の重度・重複化、多様化に応じた教育の充実〔県内全域共通〕	
2 東部圏域における教育の充実	
3 中部圏域における教育の充実	
4 西部圏域における教育の充実	
III 幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方 ---	9
1 幼稚園（保育所）における特別支援教育	
2 小学校及び中学校における特別支援教育	
（1）通常の学級	
（2）通級による指導	
（3）特別支援学級	
3 高等学校における特別支援教育	
IV 特別支援教育の推進のために	14
1 特別支援教育の普及啓発の取組	
2 連携による特別支援教育の充実	
3 その他、特別支援教育の充実・発展をめざして	

[資料編]

はじめに

平成17年12月に、中央教育審議会から『特別支援教育を推進するための制度の在り方について』（答申）が出され、平成18年6月、学校教育法等の一部が改正されて、平成19年4月1日から施行された。

文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」（19文科初第125号平成19年4月1日）に、特別支援教育の理念として、障害のある幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒等一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであることやこれまでの特殊教育の対象だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍する全ての学校において実施されるものであることなどが示された。

特別支援教育を推進するためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。また、児童生徒等一人一人の教育的ニーズに対応した指導及び支援を行うことや、思いやりの心、人権尊重の意識をもつことが基盤である。そのためには、教職員が互いに高め合う職場づくりや人事交流の促進を図るとともに、幅広く教員の適性を考慮した人的配置等に努めることが必要である。

このような特別支援教育に係る国の取組や教員の専門性等を踏まえながら、これまでのさまざまな取組の成果を生かしつつ、鳥取県教育審議会では、平成18年10月17日、学校等教育分科会に特別支援教育部会を設置し、同部会において、

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方

- 1 特別支援学校における教育の在り方
- 2 幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方

について検討・協議し、平成20年6月30日に「中間まとめ」を公表した。

その後、パブリックコメントを実施し県民から広く意見を徴し、それらを参考にさらに審議を深め、このたび、本答申を取りまとめた。

I 本県における特別支援教育推進の基本的な考え方

近年、少子化傾向であるにもかかわらず、県内の特別支援学校及び小学校、中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加傾向にあり、障害の重度・重複化、多様化の傾向にある。

こうした状況を踏まえつつ、鳥取県教育委員会では、開かれた学校づくりの推進を図りながら、障害のある児童生徒等の人権尊重を基盤とし、自立と社会参加の促進をめざすことを基本理念とするものである。社会状況の変化や国の動向等を見定めながら、障害のあるすべての児童生徒等の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進していきたいと考える。

このような基本的な考え方を前提として、鳥取県における今後の特別支援教育の推進のため、以下の4つの方針を示すものとする。

【基本的な考え方の方針】

※ 当面の5年間の方向性を示すものとする。(平成21年度～25年度)

- 各生活圏域（東部・中部・西部）における教育の充実
すべての児童生徒等の自立と社会参加の促進をめざし各生活圏域の教育環境を整備する。
- 特別支援学校におけるセンター的機能の推進
特別支援学校における専門性を基盤として、地域のニーズに応じたセンター的機能^{*1}の推進に努める。
- 発達障害を含めた障害のある児童生徒等への支援の拡充
幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校（以下：「小・中学校等」という）においては、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害（以下：「発達障害」という）を含めた障害のある児童生徒等への指導や支援の推進に努める。
- 特別支援教育の普及啓発
教職員をはじめ、保護者、地域の方、広く県民に対して研修や広報活動等を通じた特別支援教育の普及啓発の推進に努める。

1 各生活圏域（東部・中部・西部）における教育の充実

- ・各生活圏域で障害のある児童生徒等の自立と社会参加の促進をめざし、できる限り身近な地域において、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を受けることができるようさらに教育環境を整備する必要がある。

2 特別支援学校におけるセンター的機能の推進

- ・特別支援学校は、学校相互・関係機関等と連携を図りながら、各学校の専門性を基盤として、センター的機能の充実に向けた校内の体制化や適切な人材配置、学校間の連携体制等の条件整備に努める必要がある。
- ・今後の特別支援学校においては、小・中学校等からの要請に応じて、相談等に迅速に対応できるようにする。
- ・乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために関係機関との連携が重要であり、「個別の教育支援計画」*²の策定・活用を図りながら、さらに連携を深めていく必要がある。

3 発達障害を含めた障害のある児童生徒等への支援の拡充

- ・小・中学校等においては、一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進とあわせて機能的な校内支援体制を整備しながら、発達障害を含めた障害のある児童生徒等への指導や支援の充実に取り組む必要がある。
- ・今後、小・中学校において、校内支援体制の更なる充実と通級指導教室の活用及び特別支援学級の弾力的運用*³並びに特別支援学校のセンター的機能の活用の在り方を検討していく必要がある。
- ・幼稚園（保育所）と高等学校においても、特別支援学校や他の関係機関と連携し、在籍する障害のある幼児や生徒への指導や支援を充実していく必要がある。

4 特別支援教育の普及啓発

- ・障害のある児童生徒等が地域の一員として自立し、社会参加し、生活するために、在学中から地域の人々にも特別支援教育についての十分な理解を得る必要がある。
- ・基本的な考え方に基づく特別支援教育を推進していくため、県教育委員会は、教職員をはじめ保護者や地域の方、広く県民に対して研修や広報活動等を通じた特別支援教育の普及啓発の推進に努める必要がある。

II 特別支援学校における教育の在り方

1 障害の重度・重複化、多様化に応じた教育の充実〔県内全域共通〕

【課題】

- 知的障害者を対象とする特別支援学校在籍児童生徒数の増加に伴う施設整備及び障害の重度・重複化、多様化に応じた教育の充実
- 卒業後の自立と社会参加に向けた一人一人の特性や能力に応じた進路指導の充実及び就職を希望する高等部生徒の就職率の向上

- 知的障害者を対象とする特別支援学校においては、在籍する児童生徒数の増加に伴い、教室不足や校舎の狭隘化の進行等、教育環境の改善が課題となっている。特に高等部では、軽度知的障害者の受け入れにより、生徒数の増加が顕著である。
- また、在籍児童生徒の中には自閉症の割合が高いことから、それに対応する教育課程の検討が必要である。
- 特別支援学校在籍する児童生徒等のうち、半数近く（肢体不自由者を対象とする特別支援学校においては約4分の3）の児童生徒等が重複障害学級に在籍するなど障害の重度・重複化が課題である。児童生徒等への医療的ケアの一層の充実等、安全な学習環境の整備が必要である。
- 特別支援学校卒業生の進路先は、進学、就労、就労移行支援・就労継続支援（作業所通所等）、生活介護（施設入所等）等多岐に渡っているため、進路指導主事を中心に関係機関と連携しながら進路指導を行う必要がある。

【施策の方向性】

- 知的障害者を対象とする特別支援学校高等部生徒の実態や教育的ニーズ等を踏まえた上で、県立高等特別支援学校の設置または県立学校内に分校や分教室を設置すること等を検討する。
- 自閉症者への指導・支援を充実するために、県立特別支援学校に発達障害教育拠点の設置を検討していく。〔東部圏域・西部圏域〕
- 重度・重複障害者に対応した教育の一層の充実を図る。
- 小学部から高等部までの一貫した進路指導の体制を確立するとともに、高等部コース制の改善等により、生徒の企業等への就職等就労を促進する。

- ア 県立高等特別支援学校または県立学校内に分校、分教室等の設置を検討
軽度知的障害者に対応するために、県立学校の空き校舎や教室を有効に活用して、県立高等特別支援学校または県立学校内に分校や分教室の設置等を検討する。

イ 知的障害者を対象とする特別支援学校の高等部生徒の実態や教育的ニーズ等への対応

知的障害と自閉症を併せ有する生徒や軽度知的障害の生徒等、在籍する生徒の実態や教育的ニーズ等を把握しながら、幅広い専門性を備えていく必要がある。

ウ 自閉症者への指導・支援に係る発達障害教育拠点の設置の検討

県立倉吉養護学校に設置している発達障害教育拠点「レインボー」における自閉症者への指導の効果を検証するとともに、東部圏域並びに西部圏域における発達障害教育拠点の設置に向けて検討する。

エ 重度・重複障害者に対応した教育の一層の充実

外部専門家等の導入や、専門研修派遣により重度・重複障害教育の専門性を有する教員養成を引き続き行うとともに、授業改善を図り生涯にわたって豊かな生活を送ることができる教育の質の向上に努める。

また、重度・重複障害者の健康の維持増進を図るとともに、緊急時の適切な対応のための訓練や研修の充実に努める。

オ 進路指導の体制の確立及び関係機関と連携した就労支援

小学部における生活指導の充実、中学部における産業現場等における実習の推進、高等部におけるコース制の改善等による職業教育の充実等により、小学部から高等部まで一貫した進路指導の体制を確立する。

また、卒業後の生活をより豊かにするために、学校は、労働や福祉等関係機関と連携しながら、移行支援の一層の充実に努めていくことが必要である。

カ 特別支援学校の校名等

県立特別支援学校は、当面、それぞれの障害種別に対応する特別支援学校として継続する。

こうしたことから、学校の名称については、県立特別支援学校の現状を踏まえて当分の間、現在の校名をそのまま用いていく。

2 東部圏域における教育の充実

【課題】

- 県立鳥取盲学校及び県立鳥取聾学校の児童生徒数減少への対応並びに施設の有効活用
- 視覚障害教育及び聴覚障害教育における教員の専門性の維持・向上並びに重複化への対応
- 県立鳥取養護学校における心身症等の児童生徒に対応する教育の充実

- 県立鳥取盲学校及び県立鳥取聾学校小・中学部においては、一学級あたりの児童生徒数が少なく、学習集団を確保することが難しい状況が続いている。
また、在籍児童生徒数が少ないことから、今後、学校施設の有効活用が求められている。
- 視覚障害教育及び聴覚障害教育に関する教員の専門性の維持・向上とともに、今後も早期からの教育的対応の充実が求められている。
- 近年、県立鳥取盲学校及び県立鳥取聾学校において重複障害の児童生徒の割合が増えており、知的障害を併せ有する場合も多く、一人一人の障害に応じた指導の充実が課題である。
- 県立鳥取養護学校においては、近年では摂食障害や不登校を伴ったりするもののうち、医療を必要とする心身症等が増加している。

【施策の方向性】

- 社会性を育むための交流及び共同学習の推進並びに施設の有効活用を検討する。
- 視覚障害教育及び聴覚障害教育における専門性の向上並びにセンター的機能の発揮について検討する。
- 県立鳥取養護学校においては、心身症をはじめとする心の問題を抱える児童生徒への対応について、精神保健・医療と教育との一層の連携の充実に努める。

ア 社会性を育むための交流及び共同学習の推進並びに施設の有効活用

学習集団を確保することが難しいことへの対応として、社会性や人間性等を育むための交流及び共同学習を推進する。

また、県立学校の空き教室を有効に活用して、県立特別支援学校の分校や分教室の設置等を検討する。

イ 視覚障害教育及び聴覚障害教育における専門性の向上並びにセンター的機能の発揮

県立鳥取盲学校及び県立鳥取聾学校は、視覚障害、聴覚障害教育の拠点として今後も、蓄積してきた専門性を生かしてそれぞれの教育を充実していく。さらに、全県において、これまで以上にセンター的機能を発揮していく。

また、他の特別支援学校と連携しながら、他の障害種の専門性の向上に努め、重複障害者への指導の充実を図っていく。

ウ 心身症をはじめとする心の問題を抱える児童生徒への対応

県立鳥取養護学校においては、在籍する心身症をはじめとする、心の問題を抱える児童生徒への対応について、研修等により教員の専門性の向上を図るとともに、精神保健・医療との一層の連携に努め、このような児童生徒の心理状況等を考慮した指導の充実を図っていく。

3 中部圏域における教育の充実

【課題】

- 視覚障害及び聴覚障害並びに病弱に対応した教育の充実
- 肢体不自由教育に対応した施設設備の充実
- 医療的ケアが必要な児童生徒への対応

- 中部圏域には人数は少ないながらも、視覚障害及び聴覚障害並びに病弱に対応した教育を必要としている児童生徒がいる。平成16年度に聴覚障害教育拠点（通称「さんさん教室」）を設置したが、さらにそれぞれの障害種別に応じた教育の充実を図る必要がある。
- 県立倉吉養護学校においては、平成16年度に肢体不自由部門を設置し、それに伴い施設設備の改善を図ってきたが、さらに教育環境の整備が求められている。また、肢体不自由部門に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して、学校看護師を配置して対応している。しかし、医療機関が隣接していないにもかかわらず、学校看護師だけでは対応が困難な児童生徒の就学希望があり、その対応が課題である。

【施策の方向性】

- 特別支援学校の専門性を生かしたセンター的機能を発揮し、機敏に対応していく。
〔視覚障害・聴覚障害・病弱〕
- 適切な教育環境の整備及び医療機関等との連携による重度・重複障害者への対応の充実に努める。

ア 特別支援学校のセンター的機能の発揮と機敏な対応

中部圏域での聴覚障害教育は、聴覚障害教育拠点「さんさん教室」を核として、難聴特別支援学級や言語障害通級指導教室と連携して指導の充実を図っていく。

視覚障害教育及び病弱教育は、県立倉吉養護学校内に教育部門を設けるよりも、市町村教育委員会の理解を得て特別支援学級を設置し、専門性のある教員を配置して充実に努める。さらに、県立鳥取盲学校や県立鳥取養護学校等特別支援学校のセンター的機能が十分に発揮できるように特別支援学級との連絡会等を設けるようにする。

イ 適切な教育環境の整備及び医療機関等との連携による重度・重複障害児への対応の充実

肢体不自由の児童生徒等については、重度・重複化の傾向が進んでいることから、施設設備や児童生徒数の状況等をもとに、今後も適切な教育環境の整備の充実に努める必要がある。

学校に配置している学校看護師では対応できない医療的ケアが必要な児童生徒については、生命の安全を確保することが最も重要なことから、厚生病院内の院内学級（病弱特別支援学級）への入級や他の医療機関に入所して肢体不自由特別支援学校へ通学する等、就学に係る保護者への理解を図っていく。

4 西部圏域における教育の充実

【課題】

- 県立鳥取聾学校ひまわり分校の中学部設置
 - 視覚障害及び聴覚障害並びに病弱に対応した教育の充実
- 西部圏域において、県立鳥取聾学校ひまわり分校の保護者等から「中学部設置」への強い要望があり、早急な対応が求められている。
 - 西部圏域には、平成18年度、視覚障害教育拠点（通称「きらら」）を設置したことにより、早期からの指導・支援の充実が図られるようになった。今後も視覚障害に対応できる専門的な機関として、センター的機能を発揮することが求められている。
 - 知的障害者を対象とする特別支援学校児童生徒の中には、病弱に対する支援が必要な児童生徒が在籍している。運動や身体活動等の制限があるために、病状等に応じた教育の在り方が課題である。

【施策の方向性】

- 県立鳥取聾学校ひまわり分校に中学部の設置を検討する。
- 特別支援学校の専門性を生かしたセンター的機能を発揮し、機敏に対応していく。
〔視覚障害・聴覚障害・病弱〕

ア 県立鳥取聾学校ひまわり分校に中学部設置を検討

県立鳥取聾学校ひまわり分校中学部の設置を検討し、聴覚障害教育の充実を図る。

イ 特別支援学校のセンター的機能の発揮と機敏な対応

西部地区における聴覚障害教育は、県立鳥取聾学校ひまわり分校を核として、難聴特別支援学級や言語障害通級指導教室等と連携して指導の充実を図っていく。

視覚障害教育については視覚障害教育拠点の活用等を推進する。

また、病弱教育は、現状を把握した上で、重複障害者への対応を含めて県立特別支援学校内に教育部門を設けるかどうか、その必要性について今後検討していく必要がある。当分の間、市町村教育委員会の理解を得て障害に応じた特別支援学級（院内学級も含む）を設置し、専門性のある教員を配置して教育の充実に努める。

Ⅲ 幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方

1 幼稚園（保育所）における特別支援教育

【課題】

- 園内支援体制の整備
 - 発達障害等のある幼児への早期からの対応
 - 関係機関と連携した、学齢期への移行支援の充実
- 園内の人的資源を活用し、障害のある幼児や保護者への支援を行っている園もあるが、多くの園では外部の相談機関についての情報が少なく、園内の相談窓口が明確でない。
 - 臨時的任用の加配教員（保育士）が障害の診断を受けている幼児の支援にあたっている園が多く、担当者の研修や特性に応じた対応の共通理解が難しい。
 - 障害のある幼児や発達の気掛かりな幼児については、園での保育だけでなく、保護者の子育て支援と障害受容が重要であり、その対応が課題である。
 - 5歳児健診（市部では健康相談）後の支援や巡回相談等、発達の気掛かりな幼児への対応に市町村や園による格差がある。また、個別の支援の引継ぎは、保護者や園、小学校に任されているところが多い。

【施策の方向性】

- 特別支援教育の窓口となる担当者の明確化と園内支援体制の構築を行い、幼稚園（保育所）における特別支援教育を推進する。
- 障害特性や支援について、全教職員の理解と連携を推進し、専門性の向上を図る。
- 市町村の状況に応じた移行支援体制の構築を図り、幼児期から学齢期への一貫した支援を推進する。

ア 園内支援体制の構築

幼児の発達の状況や特性に応じた支援を園内全体で行うため、園長及び市町村の担当課に働きかけを行い、保護者からの相談や関係機関との連携の窓口となる担当者を明確にし、園内の支援体制の整備を推進する。

県教育委員会は、市町村教育委員会及び福祉部局と連携して東部・中部・西部ごとの相談支援機関の情報マップ等を作成配布し、園内体制の支援に努める。

イ 教職員（保育士）の専門性の向上

福祉部局が主体となった地域の核となる保育士の養成とあわせて、県教育委員会も加配及び非常勤職員等を含む効果的な研修を検討する。

ウ 就学に向けた移行支援の体制の推進

各生活圏域における幼児期の関係機関に関する情報提供を行い、市町村における連携体制の推進を図る。

特別支援学校のセンター的機能の活用やLD等専門員による相談等を通し、幼稚園（保育所）と小学校との連携を図るとともに、園と学校の協働、保護者の参画により「個別の教育支援計画」を策定し、必要な支援の円滑な引継ぎを推進する。

2 小学校及び中学校における特別支援教育

(1) 通常の学級

【課題】

- 学校間による校内支援体制の機能の格差
- 多様な障害のある児童生徒の特性に応じた一貫した支援の継続

- 特別支援教育主任の役割や校内委員会の機能に学校間による格差がある。
- 見えにくさや聞こえにくさ、身体虚弱等のある児童生徒に加え、発達障害のある児童生徒も増えており、多様な児童生徒の教育的ニーズに応じた対応が求められている。
- いじめや不登校、問題行動などの生徒指導上の問題の背景として発達障害等のある児童生徒もあり、その対応が課題である。
- 就学前後や学校間の移行の時期に、障害のある児童生徒をはじめ、集団の中で支援を要する児童生徒について、新しい環境への不安や混乱の要因を予測し、学校生活にスムーズに適応できるための対応が課題である。

【施策の方向性】

- 管理職研修を充実し、管理職のリーダーシップの一層の向上を図る。
- 児童生徒の多様な学び方に対応した「わかる授業」を推進する。
- 発達障害に関する専門性の高い教員の養成に努める。
- 特別支援学級の弾力的運用等による支援の充実を図る。

ア 管理職研修の充実

管理職のリーダーシップの向上と校内支援体制の機能の向上を図るため、管理職研修の一層の充実に努める。

イ 児童生徒の多様な学び方に対応した「わかる授業」の推進

すべての教職員に特別支援教育の理念および発達障害を含む障害の特性とそれに応じた対応についての共通理解を一層推進する。それをもとに、担任は、児童生徒の多様性が尊重される学級づくりと「わかる授業」の推進を図る。

障害のある児童生徒の多様な実態に応じた適切な指導を一層推進するため、「個別の教育支援計画」にもとづき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用とあわせて、実践を踏まえた評価を的確に行い、指導の改善に生かすよう努める。

ウ 専門性の高い教員の養成

LD等専門研修への派遣を継続して行い、発達障害等に関する専門性の高い教員を養成する。また、養成とあわせた効果的な配置と、巡回相談等での有効な活用が検討されるよう、市町村教育委員会に働きかけを行う。

エ 特別支援学級の弾力的運用等による支援の充実

障害のある児童生徒への校内支援を充実するため、特別支援学級の弾力的運用等について必要な情報提供を行い、効果的な活用となるよう普及を図る。

(2) 通級による指導

【課題】

- 通級指導教室の拡充と機能の充実
- 通級指導担当教員の専門性の維持・向上
- これまでの通級指導教室に加えて、平成18年度からLD、ADHDを対象とする通級指導教室が開設され、県内でも平成20年度には小学校に16教室が設置されている。
- 通級指導教室の指導形態としては、自校通級と他校通級があり、他校から通級する場合には、児童生徒とその保護者は通うために多くの負担を担っている。このことが、公共交通機関が未整備の本県においては開設に至っていない原因にもなっていることから、その対策が課題である。
- また、中学校には通級指導教室が開設されていない状況から、小学校で指導を受けた生徒への支援を含めて、機能の充実を検討する必要がある。
- 通級指導教室では、学習面や行動面、コミュニケーションをはじめとした多様なニーズに対する専門的な指導が求められている。通級指導担当教員の人材の養成と配置が課題である。
- 通級による指導の効果を上げるためにも、通級指導担当教員と保護者、在籍学級の担任による共通理解が必要であり、「個別の指導計画」を利用して連携を図る等、その在り方が課題である。

【施策の方向性】

- 通級指導担当教員の巡回による指導を促進する。
- 地域の実情に応じて「通級による指導」の理解を図る。
- 通級指導担当教員の計画的な養成と、専門性の維持・向上に努める。

ア 通級指導教室担当教員の機能の充実

小学校に設置した通級指導教室については、市町村の状況に応じた効果的な活用ができるよう、巡回による指導等を含む通級による指導の充実を促進する。

また、中学校への対応や、幼児を対象とした相談指導の対応、さらには特別支援学校に設置している自閉症を対象とする通級指導教室の東部・西部への設置等についても、あわせて検討する。

イ 地域の実情に応じた「通級による指導」の理解の推進

通級指導教室がなく、通級指導担当教員がいない地域においても、校内の空き教室や特別支援学級等の施設や教員等を活用し、個別的な支援や学習の場を工夫し、実情に応じた適切な対応がなされるよう、理解を推進する。

ウ 保護者や在籍校との連携の体制化

指導目標や指導内容、支援方策を明確にした、通級指導担当教員と在籍校の担任、保護者による「個別の指導計画」の作成を行い、指導の共有化と役割分担を行うなど、関係者の連携を体制化する。

エ 通級指導担当教員の専門性の維持・向上

対象とする障害種の専門性を確保するため、LD等専門研修その他の専門研修を活用した実践的指導力のある教員の養成と配置を促進する。

また、学校を巡回しているLD等専門員や通級指導担当者間の連携体制等を強化し、通級指導教室担当教員のより一層の専門性の向上を図る。

(3) 特別支援学級

【課題】

- 特別支援学級の増加や児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応
- 特別支援学級担任の専門性の向上

- 障害種に応じた学級設置により、特別支援学級は年次的に増加している。特に情緒障害特別支援学級の増加が顕著であり、自閉症や選択性緘黙、集団不適応等の多様な情緒障害のある児童生徒とあわせ、知的障害のある児童生徒も在籍していることから、教育的ニーズが多岐にわたっている。
- 教育課程の編成や在籍する児童生徒の「個別の指導計画」の作成、指導内容、支援方法等が、担当する教員一人に任される場合が多く、児童生徒を多角的に捉えた指導になりにくい。
- 児童生徒の障害が多様化している中で、児童生徒の進路先が特別支援学校に集中することが多く、卒業後の生活を見通した進路指導が課題である。特に、情緒障害特別支援学級に在籍する知的障害のない生徒については、進路先の選択肢が少なく、課題が大きい。
- 特別支援学級担任の特別支援教育に関する免許保有率は約4割である。担当学級の障害種の専門性ととも、発達障害についての専門性が求められている。

【施策の方向性】

- 専門性のある教員の配置と専門性の一層の向上を図る。
- 障害特性や児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図る。
- 特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を推進し、教育的ニーズに応じた学習集団を確保する。

ア 特別支援学級担任の専門性の向上

学級担任の専門性を確保するため、専門性のある教員の配置を促進するとともに、研修の充実と対象とする障害種に応じた免許取得により専門性の向上を図る。

イ 特別支援学級の指導・支援の充実

在籍する児童生徒一人一人の実態や障害特性に応じた教育課程の編成と適切な指導がなされるよう、市町村教育委員会とともに指導の充実に努める。

そのため、県教育委員会は、担任のためのハンドブック等、特別支援学級の基礎的な学級経営指針を示す。あわせて、保護者や関係機関との連携による「個別の教育支援計画」の策定とそれにもとづく「個別の指導計画」の作成、校内の関係者による共有化が図れるよう、研修を充実する。

さらに、各圏域ごとにLD等専門員や特別支援学校の特別支援教育コーディネーター^{*4}等との連絡会を持つなど、支援体制を整備する。

ウ 将来の見通しを持った進路指導の充実

在籍する児童生徒について、将来的な見通しを持ち、本人及び関係者を含めて適性を検討しつつ、早期から学校見学や体験入学を行うなど、適切な進路指導の充実を図る。あわせて、進学先の学校等との情報伝達を行い、必要な支援が継続されるよう努める。

エ 交流及び共同学習の推進

目標を明確にした交流及び共同学習の推進により、実態に応じた適切な規模の集団での学習の機会を工夫し、集団参加に必要な力の育成を図る。その際、特別支援学級の担任と通常の学級を担当する教員が、授業について、事前の打合せや実践、評価において十分な連携を行うよう努める。

3 高等学校における特別支援教育

【課題】

- 青年期の特性を踏まえた校内支援体制の整備
 - 特別支援教育(発達障害の理解を含む)に関する教職員の理解の促進
 - 関係機関と連携した校種間等の移行期の対応
- 近年、高等学校においても発達障害のある生徒の在籍が増加している。生徒の多様な教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援が課題となっている。
 - 不登校、問題行動、友人との関係等の生徒指導上の問題や、学習意欲の低下などにより、学校生活を維持・継続していくことの困難さを抱える生徒も増えている。背景に発達障害等による困難さが考えられる場合もあり、教職員が生徒の特性に気づき、学校として対応するための校内支援体制の整備が必要である。
 - 中学校から高等学校への移行の際、高校入試や個人情報保護の観点から、情報伝達の在り方が課題となっている。

【施策の方向性】

- 特別支援教育担当者を中心とした校内支援体制の確立と、思春期・青年期における発達段階や学校・学科の特性に対応した具体的な支援の充実を図る。
- 特別支援教育及び発達障害に関する教職員の理解と専門的な支援の向上を図る。
- 「個別の教育支援計画」の活用など、中学校と高等学校の連携を円滑にする。

ア 高等学校における校内支援体制の確立と具体的な支援の充実

特別支援教育担当者を中心とした校内(あるいは学科内)支援体制を確立し、機能させるため、LD等専門員や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを派遣し、担当者への必要な助言を行う。

特別支援教育担当者の研修を充実し、情報交換や支援方策の共有化を図る。

イ 核となる教員の養成と特別支援教育に関する理解の促進

LD等専門研修への派遣により、発達障害についての専門性を有する教員を養成配置し、推進体制を整備する。

あわせて、特別支援教育の理念や発達障害等の特性と対応について、すべての教職員の理解を図るため、養成した専門性のある教員やLD等専門員、特別支援学校教員等による校内研修を充実する。

ウ 中学校から高等学校の円滑な連携と社会生活への準備

中学校から高等学校への進学にあたり、当該生徒の高校合格が決定後、「個別の教育支援計画」を活用し、速やかに必要な情報を適切に引継ぐための連携ができるよう体制を推進する。

なお、その際の個人情報の取扱いについては、条例等に基づいた適正な取扱いに関する認識を持ち、必要とされる個人情報の提供を円滑に行う必要がある。

あわせて、自立した社会生活のために必要となる生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実する。

IV 特別支援教育の推進のために

1 特別支援教育の普及啓発の取組

【課題】

- 保護者や地域の方への特別支援教育の理念や内容の普及
- 発達障害を含む障害特性と適切な対応についての理解

【施策の方向性】

- 特別支援教育の理念や、発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援の在り方等について、児童生徒等の保護者をはじめ、学校周辺の地域の方に対して、理解・啓発を推進する。
- 児童生徒等の交流及び共同学習を推進し、相互理解を促進する。

ア 特別支援教育の理解・啓発の推進

障害のある児童生徒等やその保護者が安心して地域社会で豊かな生活ができるよう、共生社会の基礎となる特別支援教育について、関係部局と連携し、広く理解・啓発を進めることが重要である。

そのため、特別支援教育の理念をはじめ、発達障害を含むそれぞれの障害の特性や支援の方法などを広く普及する広報や事業等を効果的に実施する。

また、各学校等はそれを活用して、保護者を対象とし、地域の方を巻き込んだ研修会を推進する。

イ 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒等には社会性や豊かな人間性を育む機会であり、障害のない児童生徒等には、障害についての正しい理解と認識を深めるための機会である。

学校等においては、児童生徒等の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、学校全体として共通理解を図りながら、各々の教育課程及び個別の指導計画等に明示し、効果的な取組を一層推進する。

2 連携による特別支援教育の充実

【課題】

- 保護者支援の取組
- 関係部局及び関係機関等が連携した対応

【施策の方向性】

- 地域の方による支援や学生ボランティア等を活用し、発達障害を含む障害のある児童生徒等の支援を充実する。
- 特別支援教育の推進を図り、一貫した支援体制を構築する。

ア 保護者支援の充実

障害のある児童生徒等の支援を行う上で、園や学校における教育的支援のみならず、家庭における理解と協働した支援が有効である。そのため、児童生徒等の特性や育ちを保護者と共有し、各期の保護者の不安や障害受容を支援することが重要となる。

各学校（園）においては、学校（園）の教育（保育）と家庭生活の役割を明確にし、保護者の参画による支援の充実を推進する。

県教育委員会においても、保護者等の負担を軽減するため、特別支援学校の通学支援や福祉との連携による保護者の相談支援体制の整備の充実について検討する。

イ 家庭・地域社会との連携

障害のある児童生徒等の豊かな生活の実現のためには、学校教育はもとより、家庭や地域生活の充実が不可欠である。さらに、日々の地域生活を充実するには、地域における支援者の確保やNPO、ボランティア団体等との連携を図る必要がある。

児童生徒等の自立と社会参加に向け、必要に応じて福祉、労働、医療等の関係機関との連携を継続・強化する。

ウ 特別支援教育の推進と一貫した支援体制の構築

各学校等の特別支援教育の充実につながるよう、平成19年度より市町村に地方交付税措置された「特別支援教育支援員^{*5}」の配置の促進を図るとともに、市町村教育委員会と連携し、特別支援教育支援員及び非常勤職員等に対して、特別支援教育や児童生徒等の実態に応じた対応についての、効果的な研修の実施を検討する。

さらに、障害のある児童生徒等の支援においては、早期からの適切な対応と一貫した支援が重要であることを踏まえ、関係部局と連携した支援体制の構築を図る。

エ 関係機関との連携の強化

県教育委員会及び私立学校担当部局、幼稚園・保育所担当部局においては、部局間の連携を一層強化するとともに、一貫した支援を引き継ぐ資料として「個別の教育支援計画」を活用し、必要な情報を必要なときに必要な関係者が入手し、円滑な連携が図れるよう体制化する。

3 その他、特別支援教育の充実・発展をめざして

ア 訪問教育

本県では、東部圏域では県立白兔養護学校、中部圏域では県立倉吉養護学校、西部圏域では県立皆生養護学校において、訪問教育を実施している。

児童生徒の障害の状態に応じた時間数等を考慮し、指導内容・方法の充実に努める必要がある。今後も、保護者や病院等との連携をより一層深め、一人一人の障害の状態等に応じた専門性の高い教育を行うことが必要である。

イ 寄宿舎

近年、特別支援学校に在籍する児童生徒等の障害が重度・重複化、多様化している状況を踏まえ、寄宿舎における生活指導体制の工夫・改善、寄宿舎指導員の一層の資質向上を図る必要がある。